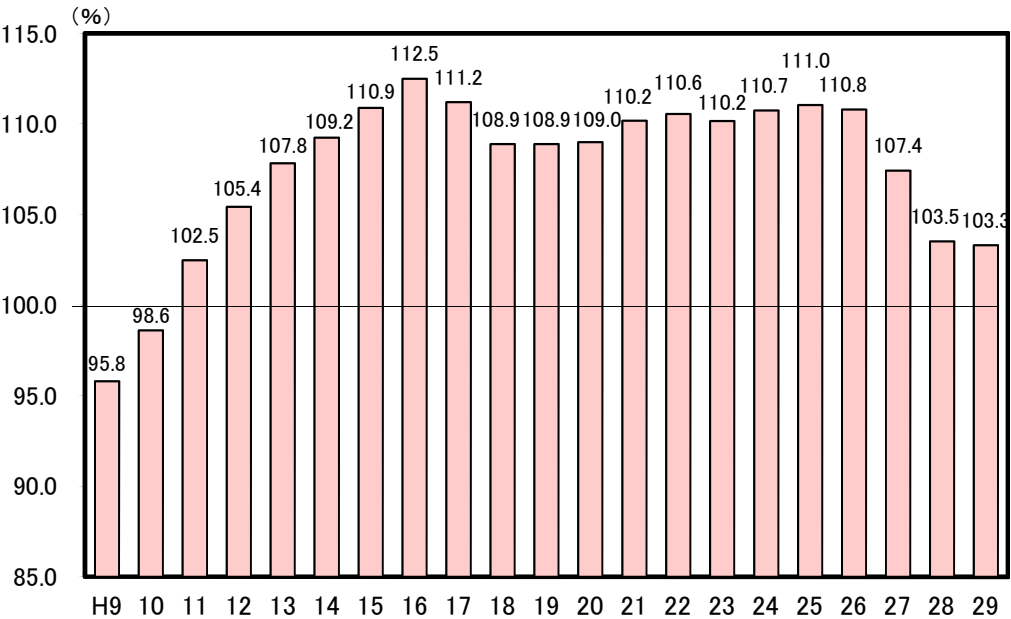


熊本県の保育所の在在率の推移



解 説

【概要】
平成29年の県内保育所数は585か所、定員数は50,481人となった。
県内保育所の在在率の推移を平成9年からみると、10年までは100%以下であったが、11年に100%を超え、16年まで上昇が続いた。17年から18年にかけて若干減少したのち横ばい傾向にあったが、26年以降減少傾向にある。

○保育所（認可保育所）
保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設。施設の広さ、保育士の数、給食設備などの一定基準をクリアして認可される。保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する。地方自治体が運営している保育所（公立）と、社会福祉法人などが運営する保育所（私立）があり、認可保育所は公費により運営される。

○保育所在在率
保育所在在率数÷保育所定員数×100

○児童福祉施設
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、知的障害児施設、自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、小型児童館、児童センター、大型児童館A型、大型児童館B型、大型児童館C型、その他の児童館、児童遊園をいう。

注1： 都道府県の数値は施設の所在地ではなく、施設を設置又は許可（届出）した都道府県にて計上している。また、国立の施設はどの都道府県にも含まれていないので、全国計と内訳の合計は一致しない。
注2： 社会福祉施設等調査は、平成20年まで調査票の配付・回収を都道府県・指定都市・中核市が実施していたが、平成21年から厚生労働省が委託した民間事業者からの郵送方式に変更した。平成24年調査は、行政情報から把握可能な項目を基本票として、都道府県・指定都市・中核市に対しオンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施し、それ以外の項目を詳細票として、施設・事業所に対し厚生労働省が民間事業者に調査票の配布・回収を委託して実施した。この結果、未回収施設があり、年次比較は適さないものとなった。

資 料 出 所	調 査 期 日	調査周期
「社会福祉施設等調査」 厚生労働省	平成29年10月1日	毎年